

身体障害者の範囲について

身体障害者福祉法は、身体障害者の範囲を次の通り別表で定めています。

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 - 1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ 0.1 以下のもの
 - 2 一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもの
 - 3 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
 - 4 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚または平衡機能の障害で、永続するもの
 - 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
 - 2 一耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
 - 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
 - 4 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - 1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失
 - 2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - 4 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 6 1 から 5 までに掲げるもののほか、その程度が 1 から 5 までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注）で永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

- (注)
- 1 昭和 59 年 9 月 26 日政令第 288 号により身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、「ぼうこう又は直腸の機能の障害」が定められた。
 - 2 昭和 61 年 9 月 19 日政令第 300 号により身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、「小腸の機能の障害」が追加された。
 - 3 平成 10 年 1 月 19 日政令第 10 号により身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害」が追加された。
 - 4 平成 21 年 12 月 24 日政令第 298 号により身体障害者福祉法施行令の一部が改正され、「肝臓の機能の障害」が追加された。